

～男女共同参画社会に向けて～ イーストピア

3 平成28年度の主な事業報告

8月19日(金)女性の活躍促進宣言

県が県内の企業や自治体に宣言を呼びかけている「女性の活躍促進宣言」を、県内の町村で初めて宣言しました。



10月1日(土)映画会(町民会館ホール)

- ◆第1部 講演(家庭での男女共同参画について)
- ◆第2部 映画「ちょんまげぶりん」上映

457人が来場しました。参加者からは「楽しい映画だった」「マンガチックだが、本質についていた」「男女共同参画について考えさせられる内容だった」などの感想をいただきました。



11月13日(日)文化産業まつり(いこまい館)

- ◆家庭・職場でのジェンダー平等に関する啓発パネル掲示
- ◆男女共同参画に関するアンケート実施



300人の皆さんにアンケートにご協力いただきました。回答くださった方には、啓発品(手作りの木製マグネット)を差し上げました。

通年 男女共同参画情報コーナー

役場ロビーの男女共同参画情報コーナーで、男女共同参画に関する雑誌や本を貸し出しました。延べ176冊の書籍が借りられました。

4 相談窓口 ※祝日、年末年始は休みです。

●東郷町役場

人権相談 第1水曜13:00～15:00
いじめ、差別など人権全般に関する相談
………くらし協働課 ☎0561-56-0727

女性悩みごと相談 第2・第4木曜10:00～15:30
配偶者からの暴力など、女性福祉に関する相談(電話相談可)
………こども課 ☎0561-56-0736※要事前予約

からだ・こころの健康相談 月曜9:00～12:00
………健康課 ☎0561-37-5813(電話相談可)

●法務局(人権に関わる相談窓口)

- 月～金曜8:30～17:15(⑥のみ9:00～17:00)
- ①名古屋法務局人権擁護部……☎052-952-8111
 - ②みんなの人権110番……☎0570-003-110
 - ③子どもの人権110番……☎0120-007-110
 - ④女性の人権ホットライン……☎0570-070-810
 - ⑤外国人人権相談ダイヤル(対応言語:英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語)……☎0570-090-911

●ウィルあいち(愛知県女性総合センター)

※11/20(月)、3/19(月)はどちらの相談も休みです。
女性相談員による相談
月～金曜9:00～21:00、土・日曜9:00～16:00
………☎052-962-2527(専用ダイヤル)

面接相談(予約制)
電話相談の後、必要に応じて女性相談員が行きます。
火～日曜/9:00～17:00(水曜は20:30まで)

弁護士による専門相談

月曜14:00～15:30(第1・3・5月曜は女性弁護士が対応)
DV被害者に弁護士が電話でアドバイスします。
………☎052-962-2528(専用ダイヤル)

面接による法律相談(予約制)
身の回りの法律問題について、女性弁護士がアドバイスします。一人30分。女性相談員による電話相談の後、必要に応じて予約をします。
月曜10:00～12:00(ウィルあいち休館日は休み)



- 1 住民意識調査結果
- 2 女性活躍推進講座
- 3 平成28年度の主な事業報告
- 4 相談窓口

男女共同参画

男女共同参画社会とは

男女が、互いの人権を尊重しつつ、責任を分かちあい、性別や世代にかかわらず、あらゆる分野で共に参画し、その能力と個性を十分に発揮することができる社会のことです。

1 住民意識調査結果

みなさんの意識を調べました。

調査の概要 目的

男女共同参画に関する住民の意識や実態、意見などを把握し、「第2次東郷町男女共同参画プラン」策定のための基礎資料とするため。

調査対象 本町在住の20歳以上の住民2,000人
抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
調査期間 平成28年11月10日～30日
調査方法 郵送配布・郵送回収
有効回収数(率) 841(42.1%)

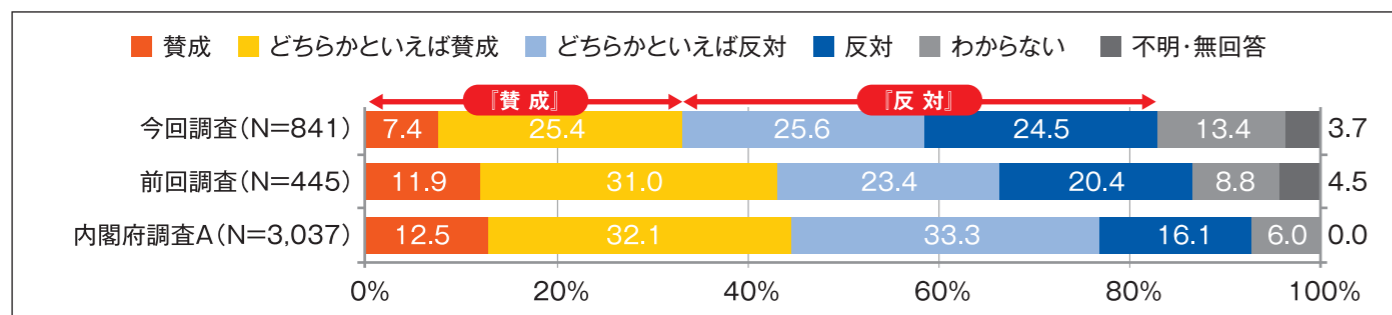
グラフの見方

- ◆「N」は、各設問の回答者総数を表します。
- ◆各回答の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならないことがあります。

2 性別役割分担意識について

▶「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」について、どう思いますか。(単数回答)

『反対』50.1% > 『賛成』32.8%

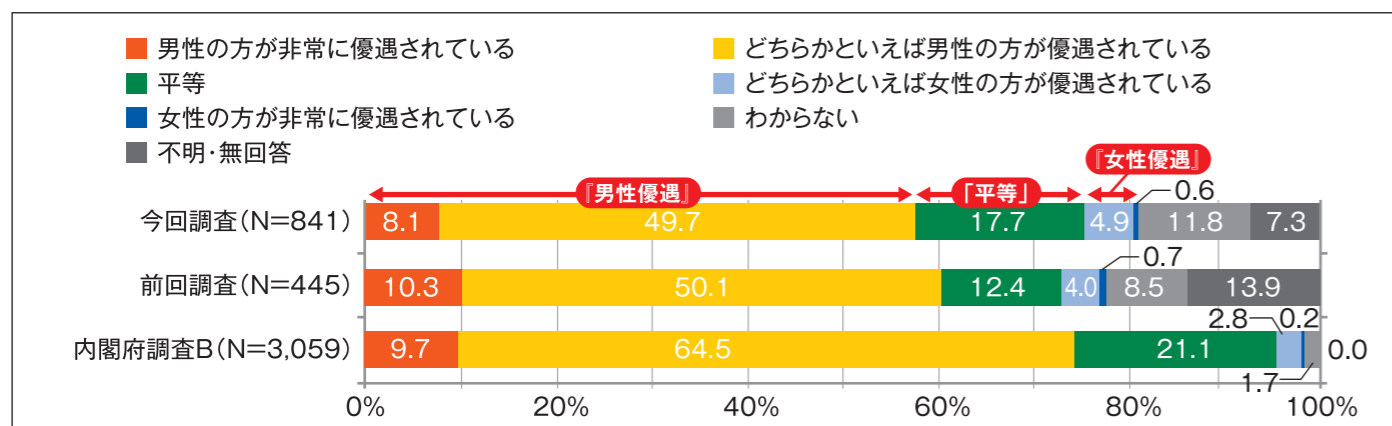


※『賛成』とは、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせたもの
 ※『反対』とは、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせたもの
 ※『前回調査』とは、平成19年に東郷町が実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査」(送付数1,500)
 ※『内閣府調査A』とは、平成26年に内閣府が実施した「女性の活躍推進に関する世論調査」(標本数5,000)

3 男女平等について

▶社会全体の男女の地位の平等感について、どう思いますか。(単数回答)

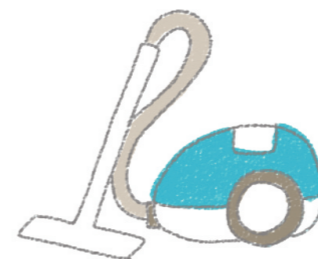
『男性優遇』57.8% > 『平等』17.7% > 『女性優遇』5.5%



※『男性優遇』とは、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせたもの
 ※『女性優遇』とは、「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせたもの
 ※『内閣府調査B』とは、平成28年に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」(標本数5,000)

4 今回の調査から分かった主なこと

性別による役割分担意識は低くなったが、依然として家事・育児は主に女性が行っていること。



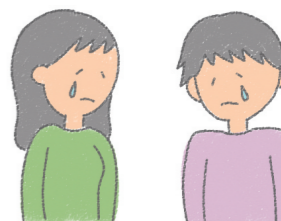
家庭や職場など、さまざまな分野における男女の地位の平等感については、『男性優位』と感じている人が多いこと。



男性の育児休業取得については、約85%が賛成しているが、その約80%が現実には難しいと思っていること。



これまでに交際相手や配偶者から、身体的暴力・精神的暴力を受けた人がそれぞれ約10%、性的暴力を受けた人は約5%いること。



※調査結果は、町ホームページ「ホーム > くらし・防災 > 男女共同参画 > 東郷町男女共同参画プラン > 第2次東郷町男女共同参画プラン > 住民意識調査結果」に全て掲載しています。ぜひご覧ください。

「女性の活躍促進宣言」に基づき実施しました。

2 女性活躍推進講座



企業などで経営者、管理職、人事担当を務める町内在住・在勤者を対象とした「女性活躍推進講座」を9月27日(水)、町民会館で開催しました。

参加者19人は、NPO法人ファザーリングジャパン 理事の横井寿史さんによる講演「管理職から意識を変えよう」を聞いた後、グループごとにそれぞれの職場の現状や課題について話し合いました。

参加者からは「女性活躍やマネジメントについて考え直すよい機会になった」「会社で取り組むために、まずトップの考え方を変えていく必要があると思った」などの感想をいただきました。



※ワーク・ライフ・バランス

ワーク(仕事)とライフ(私生活)のバランス(調和)が取れ、両方が充実している状態のことをいいます。

ワーク・ライフ・バランスに取り組むと、長時間残業が減り、生産性が上がるといわれています。

昨今、「働き方改革」が叫ばれています。皆さんもワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでみてはいかがでしょうか。

